

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成29年10月24日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

平成28年3月分収入11,459円（本件還付金）は、保護開始前の平成27年に過剰徴収された分の返戻であるのだから、保護申請時点での手持金として扱われるべきである。また、処分庁による「月額8,000円控除」とはどのような根拠に基づくものか不明である。説明もない状態で一方的に返還を求めることは不当である。

月々の支給額が頻繁に変更されていること、当月分の支給と前月分の追加支給が前後していることなどについて、処分庁に確認

依頼中だが、未だ対応してもらえていない。こうした中で返還を求められることは不当である。

第4 審理員の結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 3月26日	諮問
平成30年 5月10日	審議（第21回第1部会）
平成30年 6月14日	審議（第22回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

(2) 届出の義務について

法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状

況について変動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(3) 収入額の認定について

地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第 8・3・(1)・ア・(ア)によれば、官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとされており、同(イ)によれば、勤労収入を得るための必要経費としては、次官通知第 8・3・(4)によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとされている。

そして、上記次官通知第 8・3・(4)は、「勤労に伴う必要経費として別表『基礎控除額表』の額を認定すること」と規定し、別表で、各収入金額区分に応じた控除額（月額）を具体的に定めている。

(4) 費用返還義務について

ア 法 63 条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

そして、法 63 条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生

活保護制度の趣旨を全うしようとするものであると解されている（東京高等裁判所平成25年（行コ）第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについては、原則、全額を返還対象とすべきであるが、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」等については、返還額から控除して差し支えないとされている。

ウ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）によれば、法63条の返還対象額を算定するに当たり適用される控除については、保護の開始時において既に資力を有していた場合は、もしその時点で資力が活用可能な状態にあれば、それは現金化することにより最低生活の維持のために当てられていたものであるのだから、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであり（問13-23（答）(1)）、一方、保護開始後に発生した資力については、それが速やかに現金化できる状況にあれば、本来収入認定を行うべきものであるのだから、法63条を適用する場合には保護の実施要領に定める収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用すべきであるとされている（同(2)）。

エ また、問答集によれば、収入の増減が事後になって明らかとなっても、扶助費の額の遡及変更の限度は3か月程度

(確認月からその前々月までの分) と考えるべきであり、それ以前の返納額は法 6 3 条により処理すべきであるときられている (問 1 3 - 2 (答) 2 及び 3)。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

(1) 未充当収入について

請求人が、保護開始時 (平成 2 8 年 3 月 9 日)、現金に具体化しない状態で有していた資力 (本件還付金)、及び、保護開始後、収入充当されていなかった平成 2 8 年 6 月分の就労収入の内容は、以下のア及びイのとおりである。

ア 本件還付金 1 1, 4 5 9 円は、請求人が平成 2 8 年 3 月 4 日に所得等の申告を行ったことにより確定した資力であるが、それが活用可能な状態になったのは、同金額が請求人の預金口座に振り込まれた同月 3 0 日である。

イ 請求人が本件会社から支払を受けた平成 2 8 年 6 月分の就労収入は、以下の (ア)ないし (ウ)のとおりである。

(ア) 平成 2 8 年 6 月分の給与に係る収入

- a 支給額合計 : 6 5, 7 2 0 円
- b 社会保険料合計 : - 1 8, 9 5 2 円

(イ) 平成 2 8 年 6 月賞与に係る収入

- a 支給額合計 : 5 7, 6 6 0 円
- b 社会保険料合計 : - 8, 6 8 4 円

(ウ) 平成 2 8 年 7 月分の給与に係る収入

- a 同年 6 月の欠勤に係る返還額 : - 4 2, 4 0 0 円
- b 社会保険料合計 : - 1 8, 6 9 0 円

(2) 法 6 3 条の適用について

上記 (1) のとおり、請求人には保護費の支給において未充当となっていた収入があったものと認められるところ、前記 1 ・ (1) に述べた保護の補足性の原則に従えば、これらの収入は、請求人の最低限度の生活の維持のために活用すべきであり、法に基

づく保護は、これらの収入を活用してもなお不足する分を補う限度で行われるべきこととなる。

そして、保護変更処分により扶助費の額を遡及変更する限度は、実務上3か月程度と考えられているところ（1・(4)・エ）、それ以上に遡る期間に関しては、当該収入を法63条の「資力」として認定し、その期間中に支給した保護費については、資力に相当する額の限度で、これを同条により返還すべき旨を決定することが、生活保護制度の趣旨を全うするために設けられた仕組みであると解せられる（1・(4)・アに引用の裁判例参照）。

そうすると、処分庁が、上記(1)の各収入について、法63条の規定を適用して、その額に相当する保護費の返還を請求人に対して求めることを決定したことについては、誤りはないというべきある。

(3) 返還金額の決定について

処分庁は、①上記(1)の収入を92,439円（(1)・アの本件還付金11,459円+同イの(ア)ないし(ウ)の各aの合計額である平成28年6月分の就労収入80,980円）、②上記①の収入を得るための必要経費の額を75,926円（本件還付金に係る控除額8,000円+平成28年6月分の就労収入に係る控除額67,926円（(1)・イの(ア)ないし(ウ)の各bの合計額である社会保険料46,326円+基礎控除額21,600円））、また、③自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものは認められない（0円）として、上記①ないし③を前提に算出した資力を16,513円（平成28年3月分を3,459円、同年7月分を13,054円）と認定し、各月の資力の金額が同年3月及び同年7月の各支給済保護費の額を超えていないことを確認した上で、本件処分を行ったことが認められる（別紙「返還金額内訳」参照）。

(4) 上記(1)ないし(3)を前提とすると、返還金額を16,513円と算出した本件処分に至る過程には、取り消すべき違法・不当な点があるということとはできないものである。

(5) ところで、前記1・(4)・ウのとおり、法63条を適用する場合で保護の開始時において既に資力を有していた場合は、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであるとされているところ、処分庁は、本件還付金について8,000円の控除を適用しており((3)・②)、この点について、控除を行う根拠を欠く誤りがあることが認められる。

しかしながら、この誤りによって算出された本件返還決定金額は、正しく算出した額よりも少なく算出されており、誤りが請求人に有利に働いているものと認められるため、この誤りをもって本件処分を取り消すことはできない(行政不服審査法48条参照)。また、本件返還決定金額についてのその余の算出過程については、特に誤りは認められない。

以上により、本件処分は、上記取消理由とすることができない一点を除いて、結論において妥当なものと認められる。

3 請求人の主張(第3)についての検討

請求人は、本件還付金について、保護申請時点での手持金として扱うべきであり、「月額8,000円控除」の根拠が不明であることから、違法又は不当である旨を主張する。

しかしながら、手持金とは、保護開始時に保有する金銭のうちいわゆる家計上の繰越金程度のもので解されるところ(「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)問第10の10-2参照)、本件還付金は、保護開始時点において現金に具体化しない状態で有している資力であり、手持金には当たらない。

また、8,000円の控除の適用については、上記2・(5)のとおり、控除を行う根拠を欠く誤りがあると認められるが、その誤り

が請求人に有利に働いているものと認められるため、この誤りをもって本件処分を取り消すことはできない（行政不服審査法48条参照）。

さらに、請求人は月々の支給額が頻繁に変更されていることや当月分の支給と前月分の追加支給が前後していることなどから違法又は不当である旨を主張するが、いずれも本件処分の適否に係ることではないから、本件処分が違法又は不当である理由にはならない。

したがって、上記の請求人の主張は、本件処分の取消理由として採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙（略）